

## 埼玉県海外E C活用支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、県内中小企業者等が海外販路の拡大を目的とし、海外E Cサイトに出店する際に必要となる費用について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 中小企業者 中小企業等経営強化法第2条第1項及び第2項に規定する中小企業者、中小企業者等及び中小企業組合
- 二 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者
- 三 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

### (補助対象者)

第3条 補助の対象は中小企業者、小規模企業者、個人事業主、又は特定非営利活動法人であって、次の全ての要件に該当する者とする。

- 一 県内に登記簿上の本店（個人事業主の場合は住民票上の住所地）又は主たる事業所を有すること。
- 二 みなし大企業（同一の大企業で資本金の2分の1以上を占めている企業、複数の大企業で資本金の3分の2以上を占めている企業、大企業の役職員が役員総数の2分の1以上を占めている企業）でないこと。
- 三 組合等の場合は、事業及び経費の分担が明確であり、構成員への成果普及体制が整っていること。

### (補助対象事業、補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、経費及び補助率は、別表1のとおりとする。補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助対象期間内に補助事業を完了し、補助対象経費の全額の負担が行われるものであることを要件とする。

- 2 補助事業の期間は、交付決定の日から補助事業年度の3月10日までとする。
- 3 天災地変等、補助事業者及び当該補助事業に係る発注先事業者のいずれの責めにも帰すことができないものにより補助事業の期間内の事業完了及び経費の支払が困難となった場合等で、知事がやむを得ないと認めた場合は、知事の定めるところにより補助事業の期間を延長することができる。
- 4 前項に基づき補助事業の期間の延長をしようとする場合は、前項に係る事情を説明する経緯書等を知事に提出し、指示を受けることとする。

(交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書は様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は知事が別に定める日とする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、申請することができない。

一 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする場合。

二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）その他のその他反社会的勢力である場合、又は役員に暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）その他反社会的勢力の構成員がいる場合。

三 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していない場合。

四 補助を受けようとする経費について、国又は県・市・町・村もしくはこれに準ずる公的機関から類似する補助金を受けている、又は受ける見込みがある場合。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 補助金を交付しないことを決定したときは、様式第3号の不交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第7条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る計画を変更しようとするときは、様式第4号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は前項の規定による申請があったときは、内容を審査し適当と認められるときは、様式第5号の補助事業計画変更承認書により補助事業者に通知するものとする。

3 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表2に掲げる変更とする。

(補助事業の中止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ様式第6号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は前項の規定による申請があったときは、内容を審査し適当と認められるときは、様式第7号の補助事業中止承認書により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第 11 条 知事は、補助事業者が補助金の交付に附する条件や制限に違反した場合には、交付決定を取り消し、その通知を様式第 8 号により行い、補助金の返還を求めることができる。

(実績報告)

第 12 条 規則第 13 条の実績報告書の様式は、様式第 9 号のとおりとする。

2 規則第 13 条の実績報告書の提出期限は、補助事業等が完了（補助事業等の中止の承認を受けたときを含む。）した日から 30 日以内又は令和 5 年 3 月 17 日のいずれか早い日までとする。

(補助の額の確定)

第 13 条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき額を確定し、様式第 10 号の補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 14 条 補助金の支払いは、精算払いによるものとする。補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第 11 号の補助金の交付請求書により補助金の交付を請求するものとする。

2 知事は、補助金交付請求書及び添付書類の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(書類の整備等)

第 15 条 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(補助事業にかかる事業実施期間終了後の事業状況報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に関連する海外ビジネスの状況等について、次年度以降 5 年間、年度ごとに様式第 12 号を作成し、4 月末日までに前年度の状況を県に報告しなければならない。

(補助事業等の公開)

第 17 条 知事は、補助事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（企業名、補助金額等）を公開することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 27 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係) 補助対象事業、経費及び補助率等

<p><b>補助対象事業</b></p>	<p>補助対象事業は次の各号に掲げる要件を全て満たした取組とする。</p> <p>(1) 海外の消費者への新たな販路の開拓又は販路の拡大に向けて、海外が仕向地である物販用 EC サイトに出店すること。</p> <p>(2) 販売に適した商品・サービスの開発・改善、販売方法の工夫・改善、市場調査や助言の活用など、販売促進に向けた新たな取組を行うこと。</p> <p>(3) 一過性ではなく、将来にわたる継続的な海外ビジネス展開につながる取組であること。</p>
<p><b>補助対象経費</b></p>	<p>海外 EC サイトへの出店に当たり新たに必要となる費用</p> <p>(1) 海外 EC サイト出店経費</p> <p>(2) 外国語版ホームページ作成費</p> <p>(3) 外国語版動画制作費</p> <p>(4) 商品改良費</p> <p>(5) コンサルティング費</p> <p>(6) マーケティング・広報費</p> <p>(7) その他事業の実施に必要と認められる経費</p> <p>※ 「(6) マーケティング・広報費」は、(1)～(5)のいずれかと併せて実施するものであること。</p> <p>※ 「(7) その他事業の実施に必要と認められる経費」については、事前に対象経費に該当するかを県に確認すること。</p>
<p><b>補助率 補助上限額</b></p>	<p>補助率は補助対象経費の 2 分の 1 以内</p> <p>補助上限額は 50 万円</p> <p>※ 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>

※ 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。

別表 2 (第 9 条関係)

<p><b>軽微な変更</b></p>	<p><b>【補助金の減額】</b></p> <p>補助金交付決定額の減額のうち不要となる額が 20% 以内のもの 交付決定額の変更を伴わない経費間の流用</p>
---------------------	---

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（5）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（6）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地： \_\_\_\_\_

事業者名： \_\_\_\_\_

代表者職・氏名： \_\_\_\_\_